○あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例

平成１９年６月２９日
条例第１１号
改正　平成２１年３月３０日条例第２号
平成２１年６月２９日条例第１７号
平成２４年３月３０日条例第６号
平成２６年１２月２５日条例第２７号

（目的）

第１条　この条例は、義務教育就学期にある児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上及び健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「児童」とは、６歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。

２　この条例において「児童を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

（１）　児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

（２）　父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

３　前項第１号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

４　この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

（対象者）

第３条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、あきる野市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する児童を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する児童を養育している者は、対象としない。

（１）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者

（２）　規則で定める施設に入所している者

（３）　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第６条の４第１項に規定する里親に委託されている者

（平２１条例２・平２４条例６・平２６条例２７・一部改正）

（所得制限）

第４条　前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（１月から９月までの場合は、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の１２月３１日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の１０月１日から１年間は対象者としない。

２　前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（医療証の交付）

第５条　医療費の助成を受けようとする者は、養育する児童について、あきる野市長（以下「市長」という。）に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第６条　市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

２　前項における助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（平２１条例１７・一部改正）

（医療費の助成）
第７条　医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）を提示して診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。
２　前項の規定にかかわらず、市長が規則で定める特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。
（一部負担金相当額等の支払方法）
第８条　前条第１項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、別表に規定する一部負担金相当額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により、病院等に支払うものとする。
（平２１条例１７・一部改正）
（届出義務）
第９条　対象者は、第５条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。
２　対象者は、現況について、規則に定めるところにより毎年、市長に届け出なければならない。
３　対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。
（平２６条例２７・一部改正）
（譲渡又は担保の禁止）
第１０条　対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。
（損害賠償の請求権の譲渡）
第１０条の２　対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。
２　対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。
（平２６条例２７・追加）
（助成費の返還等）
第１１条　市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第２号から第４号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。
（１）　偽りその他不正な行為によって、医療費の助成を受けたとき。
（２）　第９条第３項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
（３）　前条第１項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。
（４）　前条第２項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。
２　医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。
（平２６条例２７・全改）
（委任）
第１２条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
附　則
この条例は、平成１９年１０月１日から施行する。
附　則（平成２１年条例第２号）
この条例は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則（平成２１年条例第１７号）
（施行期日）
１　この条例は、平成２１年１０月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後のあきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成２１年１０月１日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
附　則（平成２４年条例第６号）
この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年条例第２７号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のあきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例、あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及びあきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

別表（第６条、第８条関係）

（平２１条例１７・追加）

区分	一部負担金相当額
入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	０円
通院（施術を含む。）に係る医療費（通院１回当たり）	２００円

（注）　通院１回当たりの対象者負担額が２００円に満たない場合にあっては、その満たない額

○あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則

平成１９年６月２９日
規則第１９号
改正　平成２０年９月２６日規則第２７号
平成２１年６月２９日規則第１１号
平成２２年５月２０日規則第１２号
平成２３年１１月１７日規則第１６号
平成２４年８月２９日規則第２４号
平成２６年４月１日規則第６号
平成２６年１２月２５日規則第２７号
平成２７年１２月２１日規則第３２号
平成２８年３月２９日規則第９号
平成２８年８月１９日規則第１７号

（趣旨）

第１条　この規則は、あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成１９年あきる野市条例第１１号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（条例第３条第１項の規則で定める法令）

第３条　条例第３条第１項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

（１）　健康保険法（大正１１年法律第７０号）
（２）　船員保険法（昭和１４年法律第７３号）
（３）　国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）
（４）　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）
（５）　私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）

（条例第３条第２項第２号の規則で定める施設）

第４条　条例第３条第２項第２号に規定する規則で定める施設は、条例第６条に規定する児童に係る国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第３条第２項第２号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

（平２６規則２７・一部改正）

（条例第４条第１項の規則で定める額）

第５条　条例第４条第１項に規定する規則で定める額は、次の額とする。

（１）　扶養親族等及び対象者の扶養親族等でない児童がないときは、６２２万円
（２）　扶養親族等及び対象者の扶養親族等でない児童があるときは、６２２万円に当該扶養親族等及び児童１人につき３８万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族１人につき４４万円）を加算した額

（平２４規則２４・一部改正）

（条例第４条第１項に規定する所得の範囲）

第６条　条例第４条第１項に規定する所得の範囲は、前年の所得（１月から９月までの場合は、前々年の所得とする。）のうち、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第５条第２項第１号に掲げる市町村民税（特別区が同法第１条第２項の規定によって課する同法第５条第２項第１号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（条例第４条第１項に規定する所得の額の計算方法）

第７条　条例第４条第１項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の市町村民税に係る地方税法第３１３条第１項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第３５条第５項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第１２項に規定する条約適用配当等の額の合計額から８万円を控除した金額とする。

２　次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

（１）　当該年度分の市町村民税につき、地方税法第３１４条の２第１項第１号、第２号又は第４号に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
（２）　当該年度分の市町村民税につき、地方税法第３１４条の２第１項第６号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者１人につき、２７万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、４０万円）
（３）　当該年度分の市町村民税につき、地方税法第３１４条の２第１項第８号に規定する控除を受けた者については、２７万円（当該控除を受けた者が同条第３項に規定する寡婦である場合には、３５万円）
（４）　当該年度分の市町村民税につき、地方税法第３１４条の２第１項第９号に規定する控除を受けた者については、２７万円
（平２２規則１２・一部改正）
（条例第５条の医療証の交付申請等）
第８条　条例第５条の規定による申請は、義務教育就学児医療費助成制度医療証交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
（１）　国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者又は被扶養者であることを証する書類
（２）　児童を養育していることを明らかにすることができる書類
（３）　対象者及び配偶者の前年又は前々年の所得の状況を証する書類
（４）　厚生労働省令の規定による限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用認定証等」という。）
２　前項の規定にかかわらず、児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当の支給を受けている者が、児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときは、前項第２号及び第３号の書類の添付を省略することができる。
３　あきる野市長（以下「市長」という。）は、第１項の規定により申請があった場合において、条例第３条に規定する対象者と決定したときは、医療証（様式第２号）を交付し、また、同条に規定する対象者でないと決定したときは、義務教育就学児医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書（様式第３号）により通知する。
４　あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成７年あきる野市条例第７９号）に基づき、６歳に達する日以後の最初の３月３１日を有効期限とする医療証の交付を受けている乳幼児を養育している者が、引き続き４月１日以降に義務教育就学児医療費助成を受けようとする場合は、市長は、医療証の交付申請を省略して医療証を交付することができる。ただし、第１項第１号、第２号及び第４号の確認は、行わなければならない。
（平２４規則２４・平２６規則２７・一部改正）
（医療証の有効期限）
第９条　医療証の有効期限は、毎年９月３０日までとし、１０月１日に更新する。
（医療証の返還）
第１０条　対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。
（医療証の再交付）
第１１条　対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、義務教育就学児医療費助成制度医療証再交付申請書（様式第４号）により市長に医療証の再交付を申請することができる。
２　医療証を破り、又は汚したときの前項の申請は、その医療証を添えなければならない。
３　対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。
（条例第７条の助成の方法の特例等）
第１２条　条例第７条第１項の規則で定める書類とは、限度額適用認定証等をいう。
２　条例第７条第２項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
（１）　国民健康保険法又は社会保険各法により児童に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
（２）　前号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。
３　条例第７条第２項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、義務教育就学児医療助成費支給申請書（様式第５号）により市長に申請しなければならない。
４　前項の申請には、第２項第１号の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、あきる野市が国民健康保険法による保険者として児童に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。
（条例第９条の届出）
第１３条　条例第９条第１項の規定による届出は、義務教育就学児医療費助成制度申請事項変更（消滅）届（様式第６号）に医療証を添えて行わなければならない。
２　条例第９条第２項の規定による届出は、義務教育就学児医療費助成制度現況届（様式第７号。以下「現

況届」という。）に対象者の前年の所得を証する書類を添えて行わなければならない。ただし、公簿等で必要事項の確認が可能な場合は、現況届を省略することができる。

３　条例第９条第３項の規定による届出は、義務教育就学児医療費助成制度に係る第三者行為による傷病届（様式第８号）により行わなければならない。

（平２６規則２７・一部改正）

（受給資格消滅の通知）

第１４条　市長は、対象者が条例第３条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、義務教育就学児医療費助成制度受給資格消滅通知書（様式第９号）により、当該対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合又は条例第２条第１項に規定する児童でなくなったときは、この限りでない。

（平２６規則２７・一部改正）

（損害賠償の請求権の譲渡）

第１５条　条例第１０条の２第１項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、義務教育就学児医療費助成制度に係る債権譲渡について（様式第１０号）を市長に提出することにより行わなければならない。

２　条例第１０条の２第２項の規定による通知は、債権譲渡通知書（様式第１１号）により行うものとする。

（平２６規則２７・追加）

（添付書類の省略）

第１６条　市長は、この規則による申請等に添付する書類により証明すべき事実が公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（平２６規則２７・旧第１５条繰下）

附　則

この規則は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　則（平成２０年規則第２７号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２０年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成２１年規則第１１号）

この規則は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２２年規則第１２号）

この規則は、平成２２年６月１日から施行する。

附　則（平成２３年規則第１６号）

この規則は、平成２３年１２月５日から施行する。

附　則（平成２４年規則第２４号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２４年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の第５条の規定は、平成２４年１０月１日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成２４年９月３０日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成２６年規則第６号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成２６年規則第２７号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後のあきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

３　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成２７年規則第３２号）抄

（施行期日）

第１条　この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日（平成２８年１月１日）から施行する。

（あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第１６条　この規則の施行の際現にある第１６条の規定による改正前のあきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成２８年規則第９号）

（施行期日）

１　この規則は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の施行の日（平成２８年４月１日）から施行する。

（経過措置）

２　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

３　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成２８年規則第１７号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

市受付印	受付者

義務教育就学児医療費助成制度医療証交付申請書

負担者番号								
受給者番号								

年　月　日申請

記　※記名押印に代えて署名することができます。

申請者	フリガナ		個人番号	
	氏名	㊞	生年月日	
			児童との続柄	父・母・(　　)
	住所	電話番号　(　　)		
	1月1日現在の住所 (1～9月申請は前年1月1日)		転入年月日	年　月　日
	加入年金	1 厚生年金　2 私学共済　3 国家共済 4 地方共済　5 国民年金　6 その他	加入保険	1 国保　2 組合　3 協会 4 共済　5 その他(　)

配偶者	氏名		住所		所得	有・無
	個人番号					

児童	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	同居別居の別	住所　(別居の場合のみ記入)
				同・別	

該当する場合○を付けてください。	1 生活保護を受給している。　2 心身障害者医療証の交付を受けている。 3 ひとり親医療証の交付を受けている。 4 児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・通所施設を除く。)等に入所している。

あきる野市長　殿

義務教育就学児医療費助成制度の医療証の交付を申請します。
なお、申請時及び毎年の更新時の審査を受けるため、所得状況等を公簿等により確認することに同意します。
また、申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

年　月　日

氏名　㊞

職員記入欄(審査)					
年度 合計所得金額	円	扶養親族等の数 うち老人(　)	人(　人)	住民税課税状況	課税・非課税
控除後の所得額	円	控配無の場合の配偶者所得	円		
控除					
雑損	円	障害者	人 円	特別寡婦	円
医療費	円	特別障害者	人 円	勤労学生	円
小規模企業共済等掛金	円	寡婦(夫)	円	児手施行令による控除	円

不足書類	□ 課税証明書(申請者)　年度分 □ 課税証明書(配偶者)　年度分 □ 年金加入証明書	□ 保険証(申請者) □ 保険証(児童) □ 保険証(配偶者)	□ その他(　)	
連絡事項	新規・児童追加 出生・転入・その他(離婚・離婚前提別居・結婚・遅延・　)			医療証発送
審査結果	認定・却下	医療証有効期間開始日	年　月　日～(申請・転入・初診)	／

様式第2号(第8条関係)

(表)

㊑　医　療　証

通院負担
有(200円)

負担者番号			
受給者番号			
児童	氏名		男・女
	生年月日	年　月　日生	
保護者	住所	〒	
	氏名		
有効期間		年　月　日から 年　月　日まで	

上記の者は、あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例により医療費の一部をあきる野市が助成するものであることを証明する。

東京都あきる野市長　印

交付年月日	年　月　日

（裏）

御　　注　　意

1　この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証を一緒に、取扱病院、診療所、薬局（以下「病院等」という。）の窓口に提出し、通院（調剤・訪問看護を除く。）の場合のみ1回につき200円（医療保険上の自己負担額が200円に満たない場合は、その満たない額）をお支払いください。

2　入院の場合は、食事療養標準負担額をお支払いください。

3　高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示してください。

4　この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。

　都外の病院等では使えません。

5　都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、市の担当窓口に医療費の支給を申請してください。

6　受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を市の担当窓口にお返しください。

7　氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、市の担当窓口にこの証を添えて届け出てください。

8　この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、市の担当窓口で再交付を受けてください。

9　偽りその他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先

　あきる野市　　部　　課　　係

　電話番号

様式第3号(第8条関係)

第　　号
年　　月　　日

殿

あきる野市長　　印

義務教育就学児医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました医療証の交付について審査しましたが、下記の理由で義務教育就学児医療費助成制度の対象者となりませんので通知します。

記

1　氏名

2　理由

(注)

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面であきる野市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あきる野市を被告として(訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第4号(第11条関係)

義務教育就学児医療費助成制度
医療証再交付申請書

年　　月　　日

あきる野市長　殿

保保護者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

下記の理由により、義務教育就学児医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。

記

受給者番号	児童の氏名	生年月日
		年　　月　　日

医療証交付年月日
年　　月　　日

申請理由
1　なくした
2　破いた
3　汚した
4　その他(　　)

記名押印に代えて署名することができます。

様式第5号(第12条関係)

市受付印	受付者

㊞　義務教育就学児医療助成費支給申請書

あきる野市長　殿

下記のとおり、領収書を添えて医療費の助成を申請します。なお、付加給付がある場合は申し出ます。支給額は、下記口座に振り込んでください。また、この届出項目が、電子計算組織に記録されることを了承します。

記　※記名押印に代えて署名することができます。

義務教育就学児医療証の記載内容			
医療証番号	負担者番号		受給者番号
児童氏名		児童生年月日	年　月　日
保護者氏名	㊞	住所	

児童の保険証の内容			
保険の種類	1 国保　2 組合　3 協会 4 共済　5 その他(　)	世帯主組合員被保険者氏名	
記号番号			
保険者番号		保険者名称	

申請内容	
申請種類	1 一般　2 歯科　3 薬剤　4 看護 5 補装具　6 小児慢性　7 その他(　)
入院・入院外の別	1 入院　2 入院外
申請の理由	1 都外の病院等での診療　4 小児慢性負担金 2 医療証を持っていなかった。　5 その他(　) 3 補装具の費用
添付書類	1 領収書(　枚)　4 医療券の写し(小児慢性の場合) 2 療養費支給決定通知書　5 その他(　) 3 医師の診断書(補装具の場合)

振込先			
金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店名	支店 出張所
金融機関コード		支店コード	
口座種別	普通・当座・貯蓄	口座番号	
口座名義(医療証の保護者名義に限る。)		カタカナで記入してください。	
連絡先電話番号(振込不能等の場合に連絡できるところ。携帯可)		(　)	

職員記入欄	
不足書類	□ 振込先口座　□ 医師の診断書　□ その他(　) □ 療養費支給決定通知書　□ 医療券の写し(小慢)
連絡事項	
支給決定額	

様式第6号(第13条関係)

入　力	医療証

義務教育就学児医療費助成制度
申 請 事 項 変 更 (消 滅) 届

受給者番号	児童の氏名	生年月日
		年　月　日

1　申請事項が次のとおり変更しましたので届け出ます。

住　所	(新)			
	(旧)			
氏　名	保護者	(新)	(旧)	
	児　童	(新)	(旧)	
加入保険	種　類	1　国保　2　組合国保　3　組合　4　協会 5　共済　6　その他(　　)		
	被保険者氏名		児童との続柄	
	記　号		保険者名	
	番　号			
	保険者番号		所在地	
加入年金	1　厚生年金　2　私学共済　3　国家共済　4　地方共済 5　国民年金　6　未加入　7　その他(　　)			
その他				

2　受給資格が消滅しましたので届け出ます。

消滅理由	1　他の市区町村に転出 (転出先　　電話番号　　) 2　生活保護受給 3　死亡 4　その他　(離婚・離婚前提別居・結婚・　　)

変更・消滅年月日	年　月　日

※　番号を付けてある欄は、該当の番号を○で囲んでください。

あきる野市長　殿

年　月　日

保護者　住　所
氏　名　　㊞
電話番号

記名押印に代えて署名することができます。

様式第7号(第13条関係)

義務教育就学児医療費助成制度現況届

申請者	フリガナ		生　年　月　日	配偶者の有無	有・無
	氏　　名		年　　月　　日		
	住　　所				
	電話番号	(　　)			
	1月1日現在の住所	同上・　　年　　月　　日転入			

	氏　　名	生　年　月　日	続柄	同居別居の別	監護	生計関係	受給者番号
助成対象児童		年　　月　　日		同居・別居	有・無	同一・維持	
		年　　月　　日		同居・別居	有・無	同一・維持	
		年　　月　　日		同居・別居	有・無	同一・維持	
		年　　月　　日		同居・別居	有・無	同一・維持	
		年　　月　　日		同居・別居	有・無	同一・維持	

加入年金	厚生年金　私立学校教職員共済　国家公務員共済　地方公務員等共済　国民年金　その他(　　)				
	記号・番号	―			
加入保険	保険の種類	1　国保　2　組合　3　協会　4　日雇　5　船員　6　共済			
	被保険者等氏名		申請者との関係		
	被保険者記号番号		保険者番号		
	保険者名		付加給付の有無	有・無	
	保険者所在地				

児童手当の受給状況	年　　月　　非・被・特・公							
生活保護	有・無	心身障害者医療費助成	有・無	ひとり親家庭等医療費助成	有・無			

あきる野市長　殿

義務教育就学児医療費助成制度に基づき現況を届け出ます。
所得状況等を公簿等により確認することに同意します。
また、申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

年　　月　　日

氏名　　㊞

控除額	雑損控除	医療費控除	小規模企業共済等掛金控除	障害者控除 障人・特障人	寡婦・寡夫・勤労学生控除	児童手当法施行令第3条第1項による控除
	円	円	円	円	円	円
所得額	年分所得の合計		,　　,　　円		扶養(うち老人)	人(　　人)
	控除後の所得		,　　,　　円		所得制限額	,　　,　　円
				一般・特例	認定・所得超過	入力　／　交付　／

記名押印に代えて署名することができます。

様式第８号（第１３条関係）

義務教育就学児医療費助成制度に係る第三者行為による傷病届

<table>
<tr><td rowspan="3">対象児童（被害者）</td><td colspan="2">負担者番号</td><td colspan="2"></td><td>加入保険者名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">受給者番号</td><td colspan="2"></td><td>保険者番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">氏名</td><td colspan="2" rowspan="2">（　年　月　日生）</td><td>被保険者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>被保険者記号番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第三者行為（事故）の状況</td><td colspan="2">発生日時</td><td colspan="2"></td><td>発生場所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">原因及び被害の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">第三者（加害者）</td><td colspan="2">住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">交通事故の場合</td><td rowspan="2">自賠責保険</td><td>保険会社名</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">任意保険</td><td>保険会社名</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年　　月　　日

あきる野市長　殿

保護者　住　　所

氏　　名　　㊞

電話番号

様式第9号(第14条関係)

第　　号
年　　月　　日

殿

あきる野市長　　印

義務教育就学児医療費助成制度受給資格消滅通知書

下記のとおり、義務教育就学児医療費助成制度の受給資格が、消滅しましたので通知します。

記

1　児童氏名

2　消滅した年月日　　年　　月　　日

3　消滅した理由

(注)

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面であきる野市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あきる野市を被告として(訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第１０号（第１５条関係）

年　　月　　日

あきる野市長　殿

保護者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

義務教育就学児医療費助成制度に係る債権譲渡について

あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第１０条の２第１項の規定により、第三者の行為に係る医療費について、あきる野市から助成を受けた額の限度において、私が加害者に対して有する下記損害賠償請求権をあきる野市に譲渡します。

記

<table>
<tr><td rowspan="4">譲渡する債権</td><td colspan="2">児童氏名（被害者）</td><td colspan="4">（　　年　　月　　日生）</td></tr>
<tr><td colspan="2">債権額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">事故発生日時</td><td colspan="2"></td><td>事故発生場所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">原因及び被害の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">債務者（加害者）</td><td colspan="2">住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">交通事故の場合</td><td rowspan="2">自賠責保険</td><td>保険会社名</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">任意保険</td><td>保険会社名</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第１１号（第１５条関係）

年　　月　　日

殿

譲渡人　住所

氏名　　㊞

債権譲渡通知書

私が貴殿に対して有する下記の債権を譲渡しましたので通知します。

記

１　債権額　　円

２　債権発生の原因である事実

３　譲渡日　　年　　月　　日

４　譲受人

備考

１　この通知を送付する際は、必ず郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第４８条第１項の規定による内容の証明を受けてください。

２　この通知は、１行２６字以内、１枚２０行以内で作成してください。

様式第１号（第８条関係）
（平２３規則１６・全改、平２７規則３２・平２８規則１７・一部改正）
様式第２号（第８条関係）
（平２１規則１１・平２４規則２４・一部改正）
様式第３号（第８条関係）
（平２８規則９・一部改正）
様式第４号（第１１条関係）
（平２３規則１６・全改、平２７規則３２・平２８規則１７・一部改正）
様式第５号（第１２条関係）
（平２３規則１６・全改、平２７規則３２・平２８規則１７・一部改正）
様式第６号（第１３条関係）
（平２３規則１６・全改、平２７規則３２・平２８規則１７・一部改正）
様式第７号（第１３条関係）
（平２０規則２７・平２６規則６・平２７規則３２・平２８規則１７・一部改正）
様式第８号（第１３条関係）
（平２６規則２７・追加、平２７規則３２・平２８規則１７・一部改正）
様式第９号（第１４条関係）
（平２６規則２７・旧様式第８号繰下、平２８規則９・一部改正）
様式第１０号（第１５条関係）
（平２６規則２７・追加）
様式第１１号（第１５条関係）
（平２６規則２７・追加）